

議案第77号

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正
について

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を次のよう
に改正する。

平成30年9月4日 提出

霧島市長 中 重 真 一

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

霧島市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年霧島市
条例第45号）の一部を次のように改正する。

第10条第3項第4号を次のように改める。

(4) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第4条に規定する免許状を有する者

第10条第3項に次の1号を加える。

(10) 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市長が適当と認めたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成26年厚生労働省令第63号）
が改正され、放課後児童支援員の資格要件が拡大等されたことに伴い、本条例の所要の改正
をしようとするものである。